

令和2年4月からの保育施設利用申し込みについて

お子様が、教育・保育施設（幼稚園や保育所、認定こども園）を利用するためには市の認定を受ける必要があります。認定申請と施設利用申込書を併せて提出していただくことになります。

1号認定・・・幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）へ入園希望の方
 ⇨直接希望する施設へ申請します。

2号認定
 3号認定・・・保育所、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業所を希望の方
 ⇨申請書と必要な添付書類を

常総市役所 こども課
 又は、石下庁舎暮らしの窓口課 へ申請してください。

2号認定・3号認定の申請をする方は、該当事由を証明する書類の添付が必要です。

保育認定2号認定・3号認定に該当する事由			添付書類
1	就労	親が一月において60時間以上の労働を常態とする場合	「就労証明書」「内職証明書」 「自営業・農業従事申告書」(実績添付)
2	妊娠・出産	出産の産前8週、産後8週のため、その児童の保育が出来ない場合	「療養状況申告書」 母子手帳（予定日の記載されたページ）の写し
3	保護者の疾病障がい等	親が病気、負傷、心身に障がいがある等で児童の保育が出来ない場合	「療養状況申告書」 診断書・お薬手帳の写し・障害者手帳・保健福祉手帳の写し・入院計画書等
4	親族の看護・介護	児童と同居している親族の看護や介護に常時あたっており児童の保育が出来ない場合	「看護（介護）状況申告書」 介護認定証の写し、診断書・お薬手帳の写し
5	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害の復旧にあっている場合	「罹災証明書」の写し
6	求職活動	親が就職活動（起業準備を含む）をしている場合	「就職活動申告書」 ハローワークカードの写しなど
7	就学	親が就学中（職業訓練を含む）である場合	「在学証明書」又は学生証の写し
8	虐待やDVのおそれがあること。		
9	育児休業取得中に、既に保育施設を利用している子供がいて継続利用が必要であること。		
10	その他、上記に類する状態として市長が認める場合。		

●[手続き]

- 令和2年4月・5月の施設利用希望の方は、11月5日(火)～11月15日(金)までの土日祝日を除く、市役所執務時間中に申請してください。

裏面へつづく

● [提出するもの]

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書・・・児童 1 人に 1 部必要です。
2. 保育施設利用申込書・・・児童 1 人に 1 部必要です。(コピー可)
3. 家庭状況調査書・・・児童 1 人に 1 部必要です。
4. 児童の健康状況調書・・・児童 1 人に 1 部必要です。
5. 保育を必要とする事由を証する書・・・児童の父母分を申込み児童分必要です。(コピー可)

● [注意事項]

※ マイナンバーの記入が必要です。受付時に個人番号のわかるものと本人確認のできるものをご準備ください。なお、窓口に来られる方が保護者以外の場合、委任状が必要です。

※ 就労状況等の確認・調査のため、必要に応じて就労先等へ連絡または訪問する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

● [市内保育所一覧]

保 育 所 名	所在地	受入年齢	保 育 所 名	所在地	受入年齢
水海道第一保育所	豊岡町	満 1 歳～	絹西保育園	坂手町	6 ヶ月～
水海道第二保育所	中妻町	満 1 歳～	小貝保育園	上蛇町	6 ヶ月～
水海道第三保育所	水海道高野町	6 ヶ月～	さくら保育園	岡田	6 ヶ月～
水海道第四保育所	菅生町	満 1 歳～	東さくら保育園	本石下	6 ヶ月～
水海道第五保育所	大生郷町	満 1 歳～			
水海道第六保育所	小山戸町	6 ヶ月～			

● [市内認定こども園一覧]

認定こども園 二葉こども園	水海道天満町	6 ヶ月～
認定こども園 みつかいどう	水海道橋本町	6 ヶ月～
認定こども園 きぬ学園	羽生町	6 ヶ月～
認定こども園 石下保育園	新石下	6 ヶ月～

● [地域型保育事業所 (家庭的保育等)]

ぐーちょきパンパン保育園	三坂町	6 ヶ月～2 歳まで
--------------	-----	------------

《 広域利用について 》

常総市にお住まいの方が、他市町村の保育施設を利用希望の場合や転出予定のため他市町村の保育施設をお申込みの場合は、申込み期限が異なりますので保育係へご相談ください。

**** 6 月以降の保育施設利用をご希望の方へ ****

6 月以降に入所希望の場合は、利用希望月の前々月が申込み月となります。



提出書類等に虚偽の内容があった場合は、判明次第、認定を取り消します。また、入所(園)後であっても、退所(園)となります。